

# 優良建設工事表彰の選考基準

## 第1 基本的な考え方と共通事項

- 1 工事成績評定点を重視する。
- 2 低入札価格調査対象工事であっても表彰基準を満たせば表彰の対象とする。
- 3 過去の表彰歴に関わらず表彰の対象とする。
- 4 対象年度に70点未満の工事成績評定点がある者は表彰の対象から除くものとする。
- 5 対象工事の受注者は対象年度及び表彰式までに指名停止措置や不法行為等がない優良業者であること。
- 6 対象工事の受注者は、対象工事に関し、地元及び地権者等とトラブルがないこと。
- 7 選考・決定にあたっては、関係資料の他、工事箇所の現況、工事の内容、推薦工事以外の工事成績等も考慮する。

## 第2 土木建築部長表彰

- 1 対象工種  
表彰の対象工種は、一般土木工事、海洋土木工事、建築工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、電気・電気通信工事、機械器具設置・管工事、造園工事、及びその他の工事（橋梁上部工、可動堰工、トンネル工、構造物補修工等）の10工種とする。
- 2 工事規模及び表彰工事数  
表彰の対象工事規模及び表彰工事数の算定方法は別表1のとおりとする。
- 3 選考基準
  - (1) 工事成績評定点が85点以上の工事であること。
  - (2) 原則として県内業者が施工した工事を対象とする。  
ただし、その他の工事（橋梁上部工、可動堰工、トンネル工、構造物補修工等）は、県外業者が施工した工事も対象とする。  
なお、建設工事共同企業体（通称：JV、以下JVと呼称）が施工した工事はその構成員に県内業者を含む場合、全ての構成員を表彰の対象とする。

## 第3 工事検査室長表彰

- 1 対象工種  
表彰の対象は、海洋土木工事、建築工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、及びその他の工事（橋梁上部工、可動堰工、トンネル工、構造物補修工等）の6工種とする。  
なお、建築工事については、格付けのA等級、B等級、C等級の各等級別に表彰する。
- 2 工事規模及び表彰工事数  
表彰の対象工事規模及び表彰工事数の算定方法は別表2のとおりとする。
- 3 選考基準
  - (1) 工事成績評定点が80点以上の工事であること。
  - (2) 原則として県内業者が施工した工事を対象とする。  
ただし、その他の工事（橋梁上部工、可動堰工、トンネル工、構造物補修工等）は、県外業者が施工した工事も対象とする。  
なお、建設工事共同企業体（通称：JV、以下JVと呼称）が施工した工事はその構成員に県内業者を含む場合、全ての構成員を表彰の対象とする。
  - (3) 同一工種で土木建築部長表彰を受賞した者は表彰の対象から除くものとする。

## 第4 各土木事務所長表彰

### 1 対象工種及び工事規模

表彰の対象は、最終設計金額800万円以上の一般土木工事とし、格付けのA等級、B等級、C等級の各等級別に表彰する。

また、工事の内容や契約方法に関わらず、災害発生時や応急復旧時の対応等に優れた工事を表彰することができる。

### 2 表彰工事数

表彰の対象工事及び表彰工事数の算定方法は別表3のとおりとする。

### 3 選考基準

(1) 一般土木工事は、工事成績評定点が80点以上であること。

(2) 原則として、各管内に本店が所在する者から選考する。

(3) 一般土木工事で土木建築部長表彰を受賞した工事の受注者は表彰の対象から除くものとする。

## 第5 選考方法

### 1 土木建築部長表彰及び工事検査室長表彰

選考基準に基づき、各土木事務所において推薦する工事を選定し、推薦書に工事関係資料を添えて工事検査室へ提出する。

各表彰審議会は、土木事務所長の推薦に基づき表彰する工事を選考・決定する。

### 2 各土木事務所長表彰

各土木事務所において、選考基準に基づき、一般土木工事についてはA級、B級、C級ごとに表彰工事を選考する。

また、工事の内容や契約方法に関わらず、災害発生時や応急復旧時の対応など、土木建築行政に著しく貢献した工事について、所内の意見を参考に選考することができる。

選考した工事の中から、所内表彰審議会において表彰工事を決定する。

## 第6 その他

平成13年4月2日施行の建設工事に係る選考基準は廃止する。

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

この基準は、平成21年 7月 21日から施行する。

この基準は、平成23年 8月 1日から施行する。

この基準は、平成24年 7月 11日から施行する。

この基準は、平成25年 7月 5日から施行する。

この基準は、平成26年 7月 28日から施行する。

この基準は、平成27年 7月 31日から施行する。

この基準は、平成28年 7月 19日から施行する。

この基準は、平成29年 7月 27日から施行する。

この基準は、令和 4年 7月 27日から施行する。

## 【R4 改訂】

別表1（土木建築部長表彰の工事規模及び表彰工事数の算定方法）

対象工種	工事規模			
一般土木工事	設計金額4千万円以上			
海洋土木工事	設計金額4千万円以上			
建築工事	設計金額7千万円以上			
舗装工事	設計金額2千万円以上			
とび・土工・コンクリート工事 (法面表面浸食防止、地すべり対策工事、道路付属物等)	設計金額2千万円以上			
解体工事	設計金額2千万円以上			
電気・電気通信工事	設計金額1千万円以上			
機械器具設置・管工事	設計金額1千万円以上			
造園工事	設計金額1千万円以上			
その他の工事 (橋梁上部工、可動堰工、トンネル工、構造物補修工等)	新設系 補修系	設計金額4千万円以上 設計金額4千万円以上		
表彰工事数について				
対象工種ごとに工事成績評定点基準及び工事規模を満たす工事件数に応じて以下を上限とする				
対象工事件数：25件未満 … 1工事				
25～49件 … 2工事				
50件以上 … 3工事				

別表2（工事検査室長表彰の工事規模及び表彰工事数の算定方法）

対象工種	工事規模			
海洋土木工事	設計金額1千万円以上			
建築工事（A等級、B等級、C等級）	A等級	設計金額1千万円以上		
	B等級	設計金額1千万円以上		
	C等級	設計金額1千万円以上		
舗装工事	設計金額1千万円以上			
とび・土工・コンクリート工事 (法面表面浸食防止、地すべり対策工事、道路付属物等)	設計金額1千万円以上			
解体工事	設計金額1千万円以上			
その他の工事 (橋梁上部工、可動堰工、トンネル工、構造物補修工等)	新設系 補修系	設計金額1千万円以上 設計金額1千万円以上		
表彰工事数について				
対象工種ごとに工事成績評定点基準及び工事規模を満たす工事件数に応じて以下を上限とする				
対象工事件数：25件未満 … 1工事				
25～49件 … 2工事				
50件以上 … 3工事				

【R4 改訂】

別表3（各土木事務所長表彰の表彰工事数の算定方法）

土木事務所名	一般土木工事			工事の内容や契約方法に関わらず、災害発生時や応急復旧時の対応等に優れた工事
	A等級	B等級	C等級	
豊後高田土木事務所				
国東東土木事務所				
別府土木事務所				
大分土木事務所				
臼杵土木事務所				
佐伯土木事務所	25者未満	…	1工事	各土木事務所 1工事以内
豊後大野土木事務所	25～49者	…	2工事	
竹田土木事務所	50～74者	…	3工事	
玖珠土木事務所	75者以上	…	4工事	
日田土木事務所				
中津土木事務所				
宇佐土木事務所				